

# 官報

号外  
昭和六十一年五月六日

## ○第四百回 衆議院會議録 第二十五号

昭和六十一年五月六日(火曜日)

議事日程 第二十二号

昭和六十一年五月六日

午後一時開議

第一 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出)

午後一時三分開議

○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

日程第一 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第一、日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長山下徳夫君。

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

〔山下徳夫君登壇〕

○山下徳夫君 ただいま議題となりました日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国鉄の長期債務に係る負担の軽減を図るため、国鉄が資金運用部から貸し付けを受けた長期債務のうち、既に棚上げ措置を講じている特定債務五兆円余等を一般会計に繰越させることとするともに、職員の出職の促進を図るため、退職希望職員の募集を行う場合、退職希望職員である旨の認定を受けた職員が退職したときは、公的部門に再就職した者等を除き、俸給、扶養手当及び調整手当の合計額の十カ月分に相当する特別給付金を支給する等、所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、二月十二日本院に提出され、四月一日本会議において趣旨説明を聴取した後、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、四月八日三塚運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、同月十一日、十五日、十八日及び二十五日にわたり質疑を行い、また、二十三日には社会労働委員会との連合審査会を開会する等、慎重な審査を行いました。

その質疑の主な事項を申し上げますと、国鉄の長期債務の処理方策、退職希望職員の募集数二万人の根拠、特別給付金の額の妥当性、退職希望職員の再就職先の確保、国鉄の労使関係のあり方等でありましたが、その詳細は委員会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、四月二十五日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党・新自由国民連合を代表して久岡章生君から賛成、日本社会党・護憲共同を代表して左近正男君及び日本共産党・革新共同を代表して梅田勝君からそれぞれ反対の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 討論の通告があります。順次これを許します。左近正男君。

〔左近正男君登壇〕

○左近正男君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案について、反対の討論を行います。(拍手)

今や我が国は、世界に誇れる国鉄という国民的共有財産を失うかどうかの岐路に立たされております。我々の先達が百十年以上の長きにわたって幾多の試練と苦難を乗り越え奮々と築き上げてきた国鉄を、政府は、来年四月をもって、六つの旅客鉄道会社を初めとする二十四の事業体へ分けて解体しようとするところ、国会の意思を無視して着々と既成事実を積み重ね、準備作業を実施しているのではありません。このような政府の姿勢は許されるべきでなく、強く憤りを感じるものであります。

確かに国鉄の現状は、六十年三月末で二十一兆八千二百六十九億円の長期債務を抱え、危機的状況にあります。この経営破綻の要因の中には、国鉄に対する国民のニーズを的確にとらえ、改革に向けて積極的な対応がなされなかった面もありますが、真の原因は、政府主導による採算を無視した膨大な借金による設備投資にあることは明らか

昭和六十一年五月六日 衆議院會議録第二十五号

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

七七二

であります。(拍手)そして、幾たびか実施されてきた歴代政府の国鉄再建対策が中途で挫折し、その結果、たび重なる運賃値上げや、昭和四十五年以降二十万人という大量の国鉄職員の削減をもたらし、ひいては、不採算路線という名目で廃止された数々の地方交通線など、すべて利用者や国鉄職員はもとより、国民全体に負担を転嫁するごまかしがなされてきたのであります。

今日の行き詰まった国鉄の現状を見るにつけ、これまで歴代政府がとってきた再建計画に基づき、合理化のあらしの中で涙をのんで職場を去っていった国鉄OBや、愛着深い路線の廃止にやむなく協力してきた地域住民の心情を察するとき、政府の責任は極めて重大なものであると思うのであります。かかる政府の責任を何ら反省することなく、今回再び、国民不在の密室審議の中でまとめられた国鉄再建監理委員会の答申を金科玉条として、無謀とも言える国鉄改革案をこり押ししようとしているのであります。

今求められている国民の願いは、全国的なネットワークを維持し、基幹的交通として機能している国鉄を幾多の困難を乗り越えて後世に残し、つないでいくことではないでしょうか。政府の国鉄改革案は、国鉄の持つ全国的ネットワークとしての機能を喪失させるばかりでなく、国土の均衡ある発展や国民の利便を著しく阻害するものであります。そして今、国鉄の職場は、国鉄の分割・民営化を前提としたさまざまな施策が国鉄当局によつて強引に実施されているため、混乱状態にあります。個々の職員においても、去るも地獄、残るも地獄の思いであり、雇用不安におののき、危機感を募らせています。このような現場の状況を

見るにつけ、政府、国鉄が現在のような国民と国鉄職員に背を向けた政治姿勢をとり続け、将来に決して夢を持たない施策のこり押しを続けるならば、必ずや国民の強い批判を受けることは明らかであります。(拍手)

次に、本法案に対する主な反対理由を具体的に申し上げます。

第一に、この法律案は、昭和六十一年度に緊急に講ずべき特別措置となつていますが、分割・民営化のための条件整備として提案されたものと言わざるを得ません。このような性格を有する本法案には絶対反対であります。

反対理由の第四は、二万人の再就職の保障が明確でないという点であります。政府は、就職先について万全の措置を講じ、一人たりとも路頭に迷わすことはいらないと言っていますが、現在、政府において就職先を確保しているのは、昭和六十一年分としては、関連企業への八千人を含め、二万人の半数にも満たない極めて心細い状態であり、このような再就職先の確保が不十分なものであります。希望退職者を募集することは、職員の雇用不安をますます募らせるばかりであります。政府は、特に公的部門への雇用確保にさらに一層の努力をしない限り、大きな混乱を来すことを強く指摘しておきます。

特に申し上げたいことは、今や膨大な長期債務を抱え、危機的状況にある国鉄の改革は、現下の国政上緊急な大課題であります。しかしながら、これに取り組み政府及び国鉄は、国鉄の分割・民営化があたかも既成事実かのごとく宣伝し、そのための準備作業と称して、国鉄職員はもとより、国民の気持ちを踏みにじる施策を次々と強行しております。このような政府及び国鉄の姿勢は、国会軽視も甚だしく、議会制民主主義のルールを無視するものであります。政府及び国鉄は、分割・民営化のための一連の準備作業を直ちに中止することを強く求めるものであります。(拍手)

反対理由の第五は、特別給付金十カ月分の額が少くないという点であります。今日の国鉄職員の置かれてある現状を考えると、決して妥当なものとは認めがたいものであります。

反対理由の第二は、本案による国鉄の長期債務に係る負担の軽減措置が極めて不十分であり、緊急にその解決を求められている国鉄の長期債務問題の根本的な解決にはなり得ない点であります。

最後に、今日の危機的状況にある国鉄を改革しなければならぬことは、国民的総意でもあります。そして国鉄は、国民の貴重な財産だということでもあります。国鉄を大切にしたいと多くの国民は強く願っています。政府の国鉄改革関連法案は、国民のものである国鉄を奪い去ろうとするものであります。

反対理由の第三は、二万人という大量の希望退職者を、労使間の円滑な協議が保障されないまま、一方的に募集しようとしていることであります。今日、職員の広域配転を含めて国鉄当局が実施している余剰人員対策は、国鉄職員の七割を組織する国鉄労働組合との間で十分な協議もされず強引に行われていることは極めて遺憾であり、国鉄改革の円滑な実施のためにも、正常な労使関係の確立を政府及び国鉄に強く求めるものであります。

我が党は、既に、国鉄の分割・民営化に反対する三千五百万署名を踏まえ、国鉄の改革法案を発

表しました。今後一層国民の理解と協力のもとに、国鉄改革に向けて全力を挙げて取り組む決意であります。

政府においては、分割や地方交通線の廃止、そして大量の雇用不安をもたらす国鉄改革関連法案を撤回し、国民の望む国鉄改革案を再考されることを強く要求し、本法案に対する反対討論を終わります。(拍手)

○議長(坂田道太君) 久間章生君。

〔久間章生君登壇〕

○久間章生君 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表いたしまして、ただいま議題となりました日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案に賛成の討論を行うものであります。(拍手)

政府、国鉄は、昨年七月の国鉄再建監理委員会の意見を最大限に尊重し、明年四月一日から分割・民営化を実施することにより、国鉄の抜本的改革を図ることとしたところであり、これが、これと並行して、五十八年の国鉄再建臨時措置法第三条の規定に基づく各種の経営改善のための緊急措置を講じ、適切かつ健全な事業運営を実現するための体制整備に資するよう努力を傾注しているところであります。

本法案は、このような緊急措置の締めくくりにある昭和六十一年度において、長期債務の負担の軽減と国鉄職員の退職の促進を図るための特別措置を定めることとしようとするものであります。以下申し上げる理由により賛成いたすものであります。まず、長期債務の負担の軽減を図る措置につい

てであります。国鉄の長期債務等の処理については、新しい経営形態への変更に際し新会社等に承継させ、残りは国鉄清算事業団に残し、土地売却、雇用対策等の実施の推移を見て政府が処理方針を立てることとしており、国が最終的に責任を持つこととされておりますが、新経営形態へ移行前の昭和六十一年度において新たな緊急措置として、既に棚上げ措置を講じてきた特定債務五兆五百九十九億円を一般会計に承継させ、同額の資金を国鉄に対し無利子で貸し付けたものとしたしますことは、現在の国鉄においてもその危機的状況を改善することがぜひとも必要でありますので、まことに時宜にかなった措置であると、まず賛意を表するものであります。(拍手)

また、本案による今回の一連の措置によりまして、国鉄は、六十一年度末以降特定債務に係る利子の支払いを行う必要がなくなるほか、既に無利子で貸し付けられている財政再建貸付金二千六百二億円についても、償還期限等を延長する旨の特約をすることができるとなっており、これにより昭和六十一年度中の支払いが軽減されることとなるのであります。このように、本案による措置は、極めて厳しい状況にある国鉄における長期債務負担の軽減に寄与するものでありまして、適切なものと確信するところであります。

次に、国鉄職員の退職の促進を図るための特別措置についてであります。国鉄は、六十一年度首におきまして、三万八千人の過員と申しますか、所要員を上回る職員がおり、六十一年度において必要とされる合理化を考慮すれば、この数はますます増加するものと見込まれております。このような状態を緊急に解消し、国鉄事業の改善を図る

ためには、通常の勧奨退職を積極的に実施するだけでなく、余剰人員対策に協力して退職を希望する職員を募集する必要があると勘案されます。したがって、本案により、昭和六十一年度における緊急措置として国鉄の行う退職希望の職員の募集に応じて退職を申し出、国鉄総裁の認定を受けた職員が昭和六十一年度中に退職したときは、その者に對し、国家公務員における俸給、扶養手当及び調整手当に相当する給与の合計額の十カ月の額に相当する特別給付金を支給することとしたしますことは、退職の促進を図る措置としてまことに時宜に適したものであり、これまた賛意を表するものであります。

この特別給付金を十カ月とすることにつきましては、種々議論のあるところでありますが、旧電電公社や民間企業における事例、基礎となる国鉄における退職手当の水準等を総合的に勘案いたしますと、十分配慮されたものであり、妥当なところであると確信いたします次第であります。

最後に、政府、国鉄においては、希望退職者に対して、愛情のあふれるきめの細かい就職あっせんを行い、本人の能力を十分發揮できるように、また、本人の少しでも有利になるような配慮をぜひしていただきたいと強く要望いたしまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(坂田道太君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十三分散会

出席国務大臣

運輸 大臣 三塚 博君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る四月二十五日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る四月二十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一万円の臨時補助貨幣の発行に関する法律

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法

(報告書受領)

一、去る四月二十五日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和六十年度第三・四半期における予算使用の状況  
首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく昭和

六十年度首都圏整備に関する年次報告  
災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく昭和五十九年度において防災に關してとつた措置の概況の報告書  
災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく昭和六十一年度において実施すべき防災に關する計画の報告書

一、去る四月二十八日、内閣から次の報告書を受領した。  
昭和六十年度第三・四半期における国庫の状況  
一、去る一日、内閣総理大臣から、臨時教育審議会設置法第三條第二項の規定に基づく教育改革に關する第二次答申の報告を受領した。

(議席変更)  
一、今六日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。  
五〇五 稻村佐四郎君

(常任委員辞任及び補欠選任)  
一、去る四月二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員  
辞任 安倍 基雄君 補欠 永末 英一君  
永末 英一君 安倍 基雄君

外務委員  
辞任 永末 英一君 補欠 塩田 晋君  
塩田 晋君 永末 英一君

商工委員  
辞任 奥野 一雄君 補欠 上坂 昇君  
上坂 昇君 奥野 一雄君

昭和六十一年五月六日 衆議院會議録第二十五号 朗読を省略した議長の報告

七七四

運輸委員

辞任

補欠

関谷 勝嗣君

上草 義輝君

田中 直紀君

保岡 興治君

箕輪 登君

奥田 敬和君

上草 義輝君

関谷 勝嗣君

奥田 敬和君

箕輪 登君

保岡 興治君

田中 直紀君

環境委員

辞任

補欠

上坂 昇君

奥野 一雄君

奥野 一雄君

上坂 昇君

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

月原 茂皓君

佐々木義武君

二階 俊博君

有馬 元治君

鈴切 康雄君

遠藤 和良君

有馬 元治君

二階 俊博君

佐々木義武君

月原 茂皓君

遠藤 和良君

鈴切 康雄君

通信委員

辞任

補欠

井上 普方君

安井 吉典君

安井 吉典君

井上 普方君

科学技術委員

辞任

補欠

有馬 元治君

奥田 敬和君

佐々木義武君

中村 靖君

村山 喜一君

渡沢 利久君

安井 吉典君

加藤 万吉君

遠藤 和良君

奥田 敬和君

中村 靖君

加藤 万吉君

渡沢 利久君

鈴切 康雄君

遠藤 和良君

渡沢 利久君

村山 喜一君

渡沢 利久君

村山 喜一君

渡沢 利久君

村山 喜一君

渡沢 利久君

村山 喜一君

渡沢 利久君

村山 喜一君

渡沢 利久君

村山 喜一君

渡沢 利久君

村山 喜一君

渡沢 利久君

村山 喜一君

渡沢 利久君

村山 喜一君

渡沢 利久君

村山 喜一君

渡沢 利久君

村山 喜一君

渡沢 利久君

村山 喜一君

渡沢 利久君

村山 喜一君

渡沢 利久君

地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出 第七二号）

扶養義務の準拠法に関する法律案（内閣提出 第六八号）（参議院送付）

一、去る四月二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

公衆浴場法の一部を改正する法律案（衆久八重子君外五名提出、参法第三号）（予）

林業労働法（目黒今朝次郎君外一名提出、参法第四号）（予）

育児休業法案（糸久八重子君外三名提出、参法第五号）（予）

以上三件 社会労働委員会 付託

一、去る四月二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件

生物系特定産業技術研究推進機構法案

道路交通法の一部を改正する法律案

有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案

著作権法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

（議案通知）

一、去る四月二十五日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

（議案通知書受領）

一、去る四月二十五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一百万円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案

（質問書提出）

一、去る四月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

天皇及び天皇制に関する質問主意書（三浦久君提出）

（答弁書受領）

一、去る四月二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員矢山有作君提出の非公表とされている閣議案件に関する質問に対する答弁書

不公表とされている閣議案件に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年四月十七日

提出者 矢山 有作

衆議院議長 坂田 道太殿

不公表とされている閣議案件に関する質問主意書

（議案通知書受領）

一、去る四月二十五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一百万円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案

（質問書提出）

一、去る四月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

天皇及び天皇制に関する質問主意書（三浦久君提出）

（答弁書受領）

一、去る四月二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員矢山有作君提出の非公表とされている閣議案件に関する質問に対する答弁書

不公表とされている閣議案件に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年四月十七日

提出者 矢山 有作

衆議院議長 坂田 道太殿

不公表とされている閣議案件に関する質問主意書

閣議案件のうち非公表とされているものについて、次のとおり質問する。

昭和五十年から昭和六十年までの各年において行われた閣議決定及び閣議了解のうち、非公表とされているものについて、次のものを明らかにしたい。

一 各年において不公表とされた閣議決定の件数、それぞれの決定年月日、案件の件名及び所管省庁名。

二 各年において不公表とされた閣議了解の件数、それぞれの了解年月日、案件の件名及び所管省庁名。

内閣衆議一〇四第一七号

昭和六十一年四月二十五日

衆議院議長 坂田 道太殿  
内閣総理大臣 中曾根康弘

|        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 昭和五十年  | 昭和五十一年 | 昭和五十二年 | 昭和五十三年 |
| 五件     | 二件     | 四件     | 一件     |
| 昭和五十四年 | 昭和五十五年 | 昭和五十六年 | 昭和五十七年 |
| 一件     | 二件     | 一件     | 〇件     |
| 昭和五十八年 | 昭和五十九年 | 昭和六十年  | 〇件     |
| 一件     | 〇件     | 〇件     |        |

右答弁する。

(答弁通知書受領)

一、去る四月二十五日、内閣から、衆議院議員矢山有作君提出緊急事態法に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十一年五月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

衆議院議員矢山有作君提出不公表とされている閣議案件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員矢山有作君提出不公表とされている閣議案件に関する質問に対する答弁書  
昭和五十年から六十年までの間に閣議に付議された案件のうち、各省庁からの申出に基づき、その公表が国の安全、利益に損害を与えるおそれがあるもの等として、不公表とされているものの件数は、次表に掲げるとおりである。

なお、これらの案件の閣議決定年月日等については、事柄の性質上、答弁を差し控えた。

る必要がある、これに日時を要するため、昭和六十一年五月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案  
右  
国会に提出する。

昭和六十一年二月十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和六十一年度において、日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法(昭和五十八年法律第五十号)第三条に規定する日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために緊急に講ずべき措置として、日本国有鉄道の長期資金に係る債務の負担の軽減及び日本国有鉄道の職員の退職の促進を図るための特別措置を定めるものとする。

(一般会計による未償還特定債務の承継等)

第二条 政府は、昭和六十一年三月三十一日において、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法(昭和五十五年法律百十一号。以下「特別措置法」という。)第十八条に規定する特定債務(同法に於て償還されたものを除く。以下「未償還特定債務」という。)及び未償還特定債務に係る同日において支払うこととなつて利子に係る債務を、一般会計において承継する。この場合において、当該承継に係る未償還特定債務の償還条件のうち償還期限及び据置期限(以下「償還期限等」という。)については、政令で定めるところによる。

2 政府は、前項の規定により未償還特定債務を一般会計において承継したときは、その時に於いて、日本国有鉄道に対し、未償還特定債務の額に相当する額の長期の資金を無利子で貸し付けたものとする。

3 前項の規定による貸付金の償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 日本国有鉄道は、第二項の規定による貸付金に係る債務の処理に係る計理については、特別措置法第二十条に規定する特定債務整理特別勘定において整理しなければならない。この場合において、同条中「第十八条の規定により貸付けを受けた長期の資金」とあるのは、「第十八条の規定により貸付けを受けた長期の資金及び日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第号)第二条第二項の規定により貸し付けたものとされた資金」とする。

(無利子貸付金の償還条件の変更)  
第三条 政府は、特別措置法第二十三条の政令で定める債務のうち政令で定めるものについて、同条の規定に基づき延長された償還期限等を更に五年以内において延長する旨の特約をすることができ。

昭和六十一年五月六日 衆議院会議録第二十五号

朗読を省略した議長報告 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案及び同報告書

昭和六十一年五月六日 衆議院會議録第二十五号

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案及び同報告書

七七六

### (特別給付金の支給)

第四条 日本国有鉄道総裁は、職員(日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第二十六条第一項に規定する日本国有鉄道の職員をいう。次項第三号及び第七条を除き、以下同じ。)が業務量に照らし著しく過剰である状態を緊急に解消するため、退職を希望する職員の募集を行ふ場合において、五十五歳未満の職員がこれに就いて退職を申し出たときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者について退職を希望する職員である旨の認定を行ふことができる。

一 昭和六十一年三月三十一日までに五十五歳となる者

二 日本国有鉄道総裁(その委任を受けて任命権を行う者を含む。)に対しその休職期間の満了する日において退職することを書面により申し出て休職していた者

三 前二号に掲げるもののほか運輸省令で定める要件に該当する者

2 日本国有鉄道は、前項の認定を受けた職員が退職したときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に対し、特別の給付金(以下「特別給付金」という。)を支給するものとする。

一 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第五条第一項の規定の適用を受けないで退職した者

二 公務上の傷病又は死亡により退職した者

三 退職の日又はその翌日に、常勤の国家公務員若しくは地方公務員又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立される法人その

他これに準ずるものとして政令で定める法人の常勤の職員(以下「特殊法人等職員」という。)となつた者

3 特別給付金は、昭和六十一年三月三十一日までに退職した者に対し支給するものとする。

### (特別給付金の額)

第五条 特別給付金の額は、退職の日におけるその者の給与のうち一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に規定する俸給、扶養手当及び調整手当に相当するものの月額の合計額に十を乗じて得た金額とする。

### (特別給付金の返還等)

第六条 特別給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、その者は、運輸省令で定めるところにより、その支給を受けた特別給付金に相当する金額を日本国有鉄道に返還しなければならない。

一 その支給に係る退職をした日から起算して一年以内に職員、常勤の国家公務員若しくは地方公務員又は特殊法人等職員となつたとき

二 国家公務員等退職手当法第十二条の二第一項の規定により支給を受けた一般の退職手当等の全部又は一部を返納せられることとなつたとき

2 日本国有鉄道は、特別給付金の支給を受けることができることとなつた者であつてその支給を受けていないものが前項各号のいずれかに該当することとなつた場合には、第四条第二項の規定にかかわらず、その者に対し、特別給付金を支給しない。

### (特別の配慮)

第七条 国は、日本国有鉄道の職員が著しく過剰である状態を緊急に解消するための措置が円滑に実施されるよう退職する職員の就職のあつせん等及び特別給付金の支給に必要な資金の確保について特別の配慮をするものとする。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

### 理 由

日本国有鉄道の経営の現状にかんがみ、昭和六十一年度において、その経営する事業の運営の改善のために緊急に講ずべき措置として、日本国有鉄道の長期債務に係る負担の軽減及び日本国有鉄道の職員の退職の促進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

### 一 議案の要旨及び目的

本案は、日本国有鉄道の経営の現状にかんがみ、昭和六十一年度において、その経営する事業の運営の改善のために緊急に講ずべき措置として、日本国有鉄道の長期債務に係る負担の軽減及び日本国有鉄道の職員の退職の促進を図るための特別措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 1 趣旨

この法律は、昭和六十一年度において、日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関

する臨時措置法第三条に規定する日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために緊急に講ずべき措置として、日本国有鉄道の長期債務に係る負担の軽減及び日本国有鉄道の職員の退職の促進を図るための特別措置を定めるものとする。

### 2 一般会計による未償還特定債務の承継等

(一) 政府は、昭和六十一年三月三十一日において、日本国有鉄道が資金運用部から貸付けを受けた日本国有鉄道経営再建促進特別措置法(以下「特別措置法」という。)第十八条の特定債務(同法までに償還されたものを除く。以下「未償還特定債務」という。)及び未償還特定債務に係る同日において支払うこととなつてゐる利子に係る債務を、一般会計に承継させることとする。

(二) 未償還特定債務を一般会計が承継したときは、政府は日本国有鉄道に対し、未償還特定債務の額に相当する額の長期資金を無利子で貸し付けたものとする。

(三) 政府は、特別措置法第二十三条の債務のうち政令で定めるものについては、その償還期限等を延長する旨の特約をすることができることとする。

### 3 特別給付金の支給等

(一) 日本国有鉄道は、その職員が著しく過剰である状態を緊急に解消するため、退職希望職員の募集を行う場合において、これに就いて退職を申し出、認定を受けた職員が昭和六十一年三月三十一日までに退職したときは、その者に対し、特別の給付金(以下「特別給付金」という。)を支給するものとする。

(イ) (ロ)の認定は、昭和六十二年三月三十一日まで五十五歳となる者、退職を前提とした休職者等については行わないこととする。

目 特別給付金は、自己の都合による退職者、退職後引き続き国家公務員、地方公務員又は特殊法人等の職員となる者等には支給しないこととする。

四 特別給付金の額は、俸給、扶養手当及び調整手当の合計額の月額の十分分とする。

四 特別給付金の支給を受けた者が、退職後一年以内に日本国有鉄道の職員、国家公務員、地方公務員又は特殊法人等の職員等となつた場合は、特別給付金相当額を返還しなければならないこととする。

(六) 国は、退職する職員の就職のあつせん等及び特別給付金の支給に必要な資金の確保について特別の配慮をするものとする。

## 二 議案の可決理由

本案は、日本国有鉄道の経営の現状にかんがみ、昭和六十一年度において、緊急に講ずべき措置として、日本国有鉄道の長期債務に係る負担の軽減及び日本国有鉄道の職員の退職の促進を図るための特別措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

## 三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和六十一年度一般会計予算大蔵省所管大蔵本省国債費国債利子

等の支払財源の国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費中に未償還特定債務に係る利子として千七百二十八億三千六百万円及び昭和六十一年度国鉄予算損益勘定希望退職費中に特別給付金として四百六十三億円がそれぞれ計上されている。

右報告する。

昭和六十一年四月二十五日

運輸委員長 山下 徳夫

衆議院議長 坂田 道太殿

## 〔別紙〕

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案に対する附帯決議

政府及び日本国有鉄道は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 退職希望職員の募集に当たっては、雇用不安を生じさせることのないよう必要な再就職先の確保に努めること。

二 退職希望職員の再就職のあつせんに当たっては、その者の意向を十分尊重するとともに、その家族の生活の安定を図るため、移転等に伴う住宅のあつせん及び子弟の就学問題等についても配慮すること。

三 国鉄関連企業に対し、退職希望職員の受け入れを要請するに当たっては、受け入れ先の実情を十分配慮して行うこと。

四 希望退職を円滑に推進するため、正常な労使関係及び国鉄職員の理解と協力を得よう努めること。

右決議する。

昭和六十一年五月六日 衆議院会議録第二十五号

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案及び同報告書

昭和六十一年五月六日 衆議院會議録第二十五号

七七八

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局 千105  
電話 東京 五三二(大代)

一定価一部  
一〇円部